

工事請負契約標準書式及び業務委託契約約款 改正のお知らせ

令和 8 年 3 月
山 口 県

令和 8 年 4 月 1 日から、工事請負契約標準書式及び業務委託契約約款が新しくなります。

1 改正内容

令和 8 年 3 月 6 日に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）の一部が改正されました。

これに伴い、山口県建設工事請負契約標準書式及び業務委託契約約款の条項を下記のとおり改正します。

○建設工事請負契約標準書式（単年度用・国債用・単債用）

第 3 4 条第 8 項、第 3 6 条第 3 項、第 4 8 条第 3 項、第 5 0 条第 2 項
「年 2. 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

○業務委託契約約款（設計業務等（単年用・単債用））

第 3 3 条第 5 項、第 3 5 条第 3 項、第 4 7 条第 1 項及び第 2 項、
第 4 9 条第 2 項
「年 2. 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

○業務委託契約約款（発注者支援業務用）

第 4 3 条第 2 項
「年 2. 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

2 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日以降に契約履行が始まる契約に適用します。

3 その他

新しい契約約款と新旧対照表は、土木建築部技術管理課のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23400.html>